令和５年10月１日以降の認定申請分から、新型コロナウイルス感染症の発生に起因するセーフティネット保証４号は、資金使途が借換（借換資金に追加融資資金を加えることは可）に限定されております。ご確認のうえ、以下にチェックをお願いします。

□ 当該申請は既存融資の借換を目的とした申請です。

様式第４－⑤

|  |
| --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定申請書  　　令和 　　年　　月　　日  観 音 寺 市 長　殿  　 申請者  　 　 住　所  　 　　氏　名　　　　　　　　　　　　　 印  　私は、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定に基づき認定されるようお願いします。  記  １　事業開始年月日 年　　月　　日  ２ （１）売上高等  　 （イ）最近１か月間の売上高等  減少率　　　　％（実績）  Ｃ－Ａ  Ｃ ×100  　 Ａ：災害等の発生における最近１か月間の売上高等  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  Ｂ：令和元年１０月から１２月の売上高等  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  Ｃ：令和元年１０月から１２月の平均売上高等  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  　　　　　　　　Ｂ  ３  （ロ）最近３か月間の売上高等の実績見込み  減少率 ％（実績見込み）  　　　　Ｂ－（Ａ＋Ｄ）  　　 　 　Ｂ　　　　 ×100  　Ｄ：Ａの期間後２か月間の見込み売上高等  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円 |

（留意事項）

　①　本様式は、業歴３ヶ月以上１年１ヶ月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。

②　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

　③　市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

観 商 第　　　号

令和　　年　　月　　日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間：令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

観音寺市長

委　任　状

中小企業信用保険法第２条第５項第　　号の規定による認定書の申請及び受取に係る一切

の権限を　　　　　銀行・信用金庫・信用組合　　　　支店の　　　　　　氏に委任します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

申 請 者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

(参考様式)

**売上高計算表(４号)**

**○売上高の状況**

(単位：円)

|  |  |
| --- | --- |
| Ａ：災害等の発生における最近１か月間の売上高等  (　　　　　年　　月) |  |
| Ｂ：令和元年１０月から１２月の売上高等 |  |
| Ｃ：令和元年１０月から１２月の平均売上高等   |  |  | | --- | --- | | Ｂ |  | | ３ | |  |
| Ｄ：Ａの期間後２か月間の見込み売上高等  (　　　　　年　　月、　　　　　年　　月) |  |

(単位：％)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (イ)：最近１か月間の売上高等(減少率)   |  |  | | --- | --- | | Ｃ－Ａ | ×100 | | Ｃ | |  |
| (ロ)：最近３か月間の売上高等の実績見込み(減少率)   |  |  | | --- | --- | | Ｂ－（Ａ＋Ｄ） | ×100 | | Ｂ | |  |

観 音 寺 市 長　殿

上記のとおり相違ありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　申請者

　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

中小企業信用保険法第２条第５項第4号の

規定による認定申請に必要な書類

（提出書類）

1. 申請書(別紙：所定の様式)　押印したもの１部

○個人の場合は，申請者住所欄に事業所の住所を記載してください。

1. 添付書類　　　　　各１部

○履歴事項全部証明書（コピー可）

○認定要件を満たす、売上高の減少がわかる添付資料(任意様式)

○決算書（直近のもの）（コピー可）

○個人の場合は，確定申告書（コピー可）

３．代理人が申請する場合は，委任状が必要です。

４.申請にあたっての注意事項

訂正をお願いするケースが少なくありません。事前に内容の御確認をお願いします。